

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例5 「公金の不正処理」(①通常版)

<事例>

A教諭は県立高校に勤務しており、同校卒業生会の事務局長を務めるとともに同会の会計責任者であった。A教諭は同会会計から、事務局長の決裁で少額を繰り返し出金し、不正に支出した約200万円を私的に流用した。発覚後、A教諭は全額を弁済した。

A教諭は消費者金融及び知人への借金が多額にあり、流用したお金はその返済に充てたと言っている。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。

質問3 この事例の発生後、A教諭、学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例でA教諭が負うべき責任や損失は、どのようなものがあるでしょうか。

質問5 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

質問6 この事例を未然に防ぐため、あなたが取り組みたいことは何ですか。

メモ

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例5 「公金の不正処理」(②短時間版)

<事例>

A教諭は県立高校に勤務しており、同校卒業生会の事務局長を務めるとともに同会の会計責任者であった。A教諭は同会会計から、事務局長の決裁で少額を繰り返し出金し、不正に支出した約200万円を私的に流用した。発覚後、A教諭は全額を弁済した。

A教諭は消費者金融及び知人への借金が多額にあり、流用したお金はその返済に充てたと言っている。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。(A教諭の責任や損失を含む)

質問3 この事例の発生後、A教諭と学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

IV 不祥事類別 解説

解説：事例5 「公金の不正処理」

1 事例の問題点

- ・ 教職員が取り扱うお金が公金等であるという認識に甘さがあったこと。
- ・ 適正な会計処理ができず、少額であれば一人で引き出せる立場を悪用したこと。
- ・ 個人のお金と公金等の区別がなく、簡単に私的流用してしまったこと。
- ・ 予算執行について、複数の者がチェックする体制が不備であったこと。

2 問われる責任

(1) 懲戒処分 of 取扱い

『教職員の懲戒処分及び公表の指針』 不適切な勤務に係る懲戒処分の基準(標準例)」より

行 為 等 の 態 様		基 準
公金等取り扱い関係		
1	横領、窃取等 公金等の横領、窃取等の行為をした教職員	免職
2	紛失、盗難、出火等	
	① 公金等を紛失した教職員	減給又は戒告
	② 重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員	減給又は戒告
	③ 過失により職場において出火等を引き起こした教職員	減給又は戒告
3	県(市町村)の財産の損壊 故意又は重大な過失により職場において県(市町村)の財産を損壊した教職員	減給又は戒告
4	公金等の不適正処理 公金等の不適正な処理をした教職員	減給又は戒告

※ 免職及び停職(飲酒運転を行った場合に限る)の事例にあつては、学校名、氏名、職名、年齢、性別及び処分理由の全てが公表される。

その他、不祥事・懲戒処分の影響の詳細は、第Ⅲ章を参照ください。

(2) その他、考えられる責任

- 刑事上の責任……拘禁刑、罰金等
- 民事上の責任……損害賠償等

3 発生後の対応

- ・ 正確な事実確認
- ・ 組織的な対応（必要な人員の確保、体制の早期確立等）
- ・ 教育委員会への事故第一報、以降適宜報告。事故報告書の作成、教育委員会へ提出
- ・ 対応窓口の一本化
- ・ 対応記録の作成・保存
- ・ 被害者への謝罪、心のケア等のきめ細かな対応
- ・ 状況により保護者、児童生徒への対応
- ・ 報道機関への対応
- ・ 発生原因の分析、再発防止策の検討と実施

4 防止のためのチェックポイント

- ☐ 学校では、公金の取扱いについて取り決めを設け、教職員で共通理解がされているか。
- ☐ 個人のお金と公金等の区別がなされているか。
- ☐ 公金（県費・市町村費等）及び学校徴収金又は団体会計について、立替はないか。
- ☐ 学校では、学校徴収金等の出納について、いつでも明確な報告ができるよう、通帳等関係書類に記録し、整理されているか。
- ☐ 学校では、預金通帳の届出印について、校長又は預金通帳管理者以外の者の中から、校長が指定する者が管理する対応が徹底されているか。
- ☐ 学校では、通帳からの引出手順を明確にしておき、予算の執行・確認に関して、複数の教職員でチェックするようになっているか。
- ☐ 学校では、学校徴収金等の通帳に使用する印鑑、通帳の管理者を明示してあるか。
- ☐ 学校では、会計別に定期的な諸帳簿等の点検ができるようになっているか。
- ☐ 学校では、当該年度の収支終了後、速やかに決算書を作成し、監査を受けて、残金は適正に処理されているか。
- ☐ 現金の取扱いについては、原則として収納日当日に指定金融機関に払い込む等しているか。（鍵のないロッカーや机等に入れて保管していないか。）
- ☐ 学校では、出張旅費や通勤手当に関して、該当教職員の申告が適正であるかを確認しているか。

5 関係法令、通知等（概要）

◎「刑法」

第 159 条（私文書偽造等）

…行使の目的で、他人の印章等を使用して権利等に関する文書等を偽造した

者は、3 月以上 5 年以下の拘禁刑

第 167 条（私印偽造及び不正使用等）

…行使の目的で、他人の印章等を偽造した者及び不正使用した者は、3 年以下の拘禁刑

第 253 条（業務上横領）

…業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10 年以下の拘禁刑

◎「学校徴収金等取扱要綱」（令和 6 年 4 月 1 日最終改正 島根県教育委員会）（※）

※ 市町村立学校教職員については、各市町村の例規に従うこと。

6 類似事例

○ 以下の事例は、過去に全国で発生した事案を参考に作成しています。〈 〉内は、過去に行われた処分例を示していますが、実際には状況等によって異なる場合があります。

※ 研修の際は、下記事例を前述のワークシートの事例と入れ替えるなどして活用ください。

研修内容や実態等に応じて、記載にある児童、生徒、学校種、学年、性別などの表記を一部加工して活用いただけます。

（類似事例 1：公金の不正処理）

中学校 A 主事は、金額欄が未記入の金融機関の払出伝票約 13 枚に校長に無断で校長の印鑑を押印し、4 ヶ月間の間に同払出伝票を利用して 8 回にわたって同校生徒の積立金口座から総額 90 万円の現金を引き出して横領し、パチンコ代、宝くじの購入費等に充てた。

〈例：懲戒免職〉

（類似事例 2：公金の不正処理）

A 教諭は学年主任をしていた 2・3 年生の教材費と積立費から、計 765 万円を私的に流用した。

卒業後に余った教材費が返却されないことを不審に思った保護者が学校に問い合わせた。県教委では通帳と印鑑を別人が管理するよう指導しているが、A 教諭が通帳と印鑑の両方を管理しており、20 回にわたって不正に現金を引き出していた。遊興費や衣装代などのために利用した消費者金融への借金返済が目的であった。

〈例：懲戒免職〉

（類似事例 3：公金の不正処理）

公立中学校の茶道部顧問の A 教諭は、茶道部生徒の保護者から集めた部費 20 万円のうち約 13 万円を流用していたことがわかった。事件発覚後辞職願を校長に提出し、発覚同日に開催された P T A 総会にて保護者に謝罪した。

A 教諭は、三度にわたり、百貨店で茶道具と私物の寝具用品などを買った際、「茶道部備品一式」の名目で領収書を受け取り、実際には買っていない茶道具名を記した用紙を添付していたという。昨年 10 月、別の教諭が備品台帳にないことに気づき、問題が発覚した。A 教諭は「茶道部にある高額な茶瓶を自費で買ったので、その補てんのつもり

だった」と釈明している。その後、自費で備品を買い足したという。

〈例：懲戒免職〉

(類似事例4：公金の不正処理（旅費の不正受給）)

高等学校に勤めるA教諭は、後輩のB教諭2人でテニス部の顧問を務めており、県外の学校と練習試合を設けるなど熱心に指導に当たっていた。引率した旅費の会計処理の際、2人は認められている範囲を超え、自家用車で引率を行ったにもかかわらず、JRを利用したと虚偽の報告をし、旅費を不正に受給していたことが判明した。不正に受給した額は、A教諭が約28万円、B教諭が約15万円で、それらは部員の遠征等の経費に充てていた。また、事実確認の際、A教諭は、高速道路の利用記録を改ざんし報告していた。教育委員会の調べに2人は、「当初は遅刻した生徒のために自家用車を使用していたが、そのうち車での移動が楽になった」と話し、自家用車の利用について生徒に口止めもさせていた。発覚後、2名の教諭は、不正に受給した旅費は全額返還した。

〈例：停職〉

(類似事例5：公金の不正処理（通勤手当の不正受給）)

A教諭は、事前に公共交通機関（電車・バス）で通勤すると届け出ていたが、実際にはマイカー通勤し、通勤手当の計約20万円を不正に受給していた。

A教諭は、電車・バスの定期代を受給していたにもかかわらず車で通勤し、学校の敷地内や、学校近くの路上、店の駐車場などに無許可で駐車していた。

発覚後に、A教諭は不正に受給した通勤手当の全額を返還した。

〈例：減給〉